

## PEZA 登録カテゴリー

PEZA によるインセンティブは、以下のカテゴリーに該当する事業を行なう企業に対して付与されます。但し、登録カテゴリーに応じて、付与されるインセンティブの内容が異なる点には留意が必要です。

| 登録カテゴリー       | 対象となる事業内容  |
|---------------|--|
| 1. 輸出型製造      | 製造/組立/加工活動に従事し、生産量の 70%以上を輸出する事業   |
| 2. IT サービス    | 海外から総収益の 70%以上を稼得する IT サービス事業  |
| 3. ツーリズム      | 外国人観光客を主な客層とし、スポーツ/レクリエーションセンター、宿泊施設、コンベンション、文化施設、アトラクション等を PEZA 観光区域内において設立/運営する事業  |
| 4. 医療ツーリズム    | 外国人患者を主な客層とし、保健省 (DOH) 認定の医療保健サービスを提供する事業  |
| 5. アグロインダストリー | 農産物を生産/加工し、輸出する事業  |
| 6. バイオ燃料製造    | バイオ燃料等のクリーンエネルギー生産につながる農作物の専門的な製造/商業加工を行なう事業   |
| 7. 物流倉庫サービス   | 輸出型製造業の製品保管用倉庫の運営、海外または国内調達した原材料の PEZA 輸出型製造業への販売、再販/梱包/包装/マーキングやラベリング/切断/調整/取付/再梱包を目的として海外または国内調達した半製品の PEZA 輸出型製造業への販売、直接輸出、再輸出を目的とした PEZA 輸出型企業への委託販売等の事業   |
| 8. エコゾーン開発/運営 | <p>A) 工業団地の開発/運営: 輸出製造企業のためのエコゾーン開発/運営/維持管理を行なう事業</p> <p>B) IT パークの開発/運営: IT 企業が必要とするインフラや施設を備えたエリアの開発/運営/維持管理を行なう事業</p> <p>C) ツーリズムエコゾーンの開発/運営: スポーツ/レクリエーションセンター、宿泊施設、コンベンション/文化施設、飲食店、商業施設、アトラクション施設など備えた複合型リゾート施設の開発/運営/維持管理を行なう事業</p> <p>D) 医療ツーリズムエコゾーンの開発/運営: 保健省 (DOH) または観光省 (DOT) の基準に沿った医療ツーリズムパーク/センターの開発/運営/維持管理を行なう事業</p> <p>E) アグロインダストリーエコゾーンの開発/運営: 農産物の加工/製造施設を支援する施設の開発/運営/維持管理を行なう事業</p> <p>F) リタイアメントエコゾーンの開発/運営: フィリピン退職者庁 (PRA) の認定基準に沿ったリタイアメントパーク/センターの開発/運営/維持管理を行なう事業</p> |
| 9. 施設プロバイダー   | <p>A) 製造施設: PEZA 輸出型製造企業が使用する工場を PEZA 経済特区内で建設/所有/リース/運営を行なう事業</p> <p>B) IT 施設: PEZA IT 企業が使用する IT ビルや施設を IT パーク内で建設/所有/リース/運営を行なう事業</p> <p>C) リタイアメント施設: リタイアメントエコゾーン内で、フィリピン退職者庁 (PRA) の認定基準に沿い、外国人退職者を主な顧客とするリタイアメント施設や関連活動の設立/運営/管理を行なう事業</p>  |
| 10. 公益事業      | エコゾーン内で照明/電力システム、給水/配水システムの構築/運営/維持管理を行なう事業  |

参照: PEZA Website "Eligible Activities"

注) 上記の PEZA 登録カテゴリーは、PEZA Website に掲載されている内容を参考に仮訳したものです。今後カテゴリーが見直される可能性もございますのでご了承ください。